

## 平成29年11月定例農業委員会議事録

(開会 11月24日(金)午後4時

(欠席委員)伊藤委員、岡本委員

(事務局出席者)廣戸局長、原田次長、加藤主幹、鈴木副主幹、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから11月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、伊藤委員、岡本委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を受けております。

現在の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名委員を指名します。

10番、萩野委員、1番、増岡委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

### 【議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、地元の近藤委員から説明をお願いします。

近藤(●)委員：申請者の方は、確かに3年前からずうっとミョウガを、作物を取り組んでいらっしゃるって、一時、シイタケに挑戦してはいたけど、シイタケは3年過ぎてもまだ、一応しっかりここは見守りたいということで、動いてはいます。以上です。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見のある方は挙手……発言をお願いします。

・委員：私もちょっと現地を見てまいりましたけども、ミョウガが少し植わっていましたが、……の裏のほうはある程度……、この生産面積ではどうかなと、ちょっと……状況をお伺い……。

事務局：失礼します。今御質問あったように、柗さんにつきましては、このパネルの下でミョウガを栽培してはいます。で、お手元に別で横刷りのA4の、こちらの資料を皆さんに、営農型発電の資料をお配りさせていただきました。この1枚目の左側の①番、②番、③番とあるうちの②番のところなんですけど、こちらのほうに営農の適切な継続

が確実であること、農作物の生育に適した日照量を保つための設計等、いろいろ諸条件が書いてあるんですけど、こちらのほうの収穫につきましては、こちらの平成26年当時から計画書をいただいています、その当時からいきますと、収量がおおよそ、計画時の2割を下回らない、8割は必ず確保するというのがこの継続する許可の基準でもあります。そういった内容を毎年こちらのほうでは報告をいただいていたのが、一昨年、その前の年から3年続けて報告いただいていた、去年につきましては、この面積自体、パネルの下自体の面積が小さいものですから、収量的にはパネルの下でおおよそ収量が69.8キロありましたということで、これは反収に直しますと704.9ということで、いろいろ地域の、日本全国の反収でいきますと、おおよそ750キロという数字を当初に目標と掲げていらっしゃるだったので、それに換算するとおおよそ94%の収量は確保している状況が29年度はありましたということで報告をいただいていた、その報告につきましては、市場に出荷された帳簿等、全てコピーをいただいで確認をさせていただきました。

また、収入につきましても、昨年はおおよそそこから得られるミョウガの収入が2万5,000円程度だったんですが、それについても当初の目的を半分程度しか達成できてなかったものですから、改善策を講じてくださいということで昨年はお願いさせていただいたところ、ことしについては4万3,834円の収入がありまして、当初の収入の目標でいきますと、おおよそ8割を超える収入が得られたということで報告をいただきました。こちらにつきましても、先ほどの市場に出荷された伝票等で一枚一枚、事務局のほうも確認をさせていただきますので、当初の計画と見比べまして、おおよそ2割の減収は見受けられないこと、並びに収穫についても遜色ないということで判断させていただいたのが今回の申請の内容でございます。以上です。

議長：ほかにございませんか。

・・委員：確認をさせていただきたいと思います。

その面積が0.24平方メートルというのは、支柱を128本打った、その面積という、そういう解釈でよろしいんですか。

事務局：失礼します。農地についてはこちらのほう、引き続き耕作してらっしゃるものですから、それで耕作地を継続してらっしゃいます。今御質問あったように、支柱の部分はおおよそこのぐらいの、断面でいきますとこのぐらいの大きさになるかと思えます。それを128本積み上げた面積が0.24平方メートルということで、その部分は現実

的に支柱があるものですから耕作できませんので、この部分が農地から違う目的に転用した、一時的に転用された面積ということで0.24平方メートルという数字でございます。

・・・委員：支柱を立てたときには、どれくらい・・・ですか。

事務局：失礼します。こちらにつきましても、下で不自由なく耕作ができるということが必須条件でございます。おおむねトラクターが通行できたり、あと人間が手を伸ばして作業できるということで、下の空間を2メートル、高さ2メートル確保してくださいというのがこちらのパネルの高さの条件でもありますので、それについても特に、年度更新なものですから、特に構造的には変えてらっしゃらない内容でございます。

議長：いいですか。

・・・委員：はい。

議長：ほかにございませんか。それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号1について採決に移ります。

番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手を願います。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1については適当であるとの意見を付して、県に進達することとします。

《採決結果：議案第29号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見をお願いします。

深谷(●)委員：現地を私も見に行ってきたんですけど、図面のほうで網かけがある左側がその工事の現場でございます。その隣にこういった申請が出ておるということでございます。それについて、工事が終われば原

状復帰と、こういうことをございますので、全く問題はないかというふうに思います。

ただ、ちょっと心配してるのが1件ございます。網かけの下が、これ川になっておりまして、ここで駐車した車のオイルだとか、それから工事で、もし発生と、状況はわかりませんが、油等が川に直結してすぐ流れてしまうという、そういう危険性もありますので、十分注意をして工事並びに作業をしていただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長：そのことについて、事務局から何かありますか。

事務局：失礼します。今、委員のほうから御指摘いただいた油等、そういった対策について、事業者のほうに伝えていただくことで、必ず、被害防除といたしましては素掘り側溝を設けて水路に放流するという形なんですけど、敷地内でスクリーン等を設けていただいて、今回につきましては移設される排水路のほうに放流される計画をいただいております。

また、車両につきましても、中で適正に、できるだけ汚れた水は流さないという努力はしますというところで、対策を講じるということでお話もいただいておりますので、そういった形で事務局のほうでは窓口のほうでお話をさせていただいたところですので。以上です。

議 長：よろしいですか。ほかにございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、ほかにはないようでありますので、番号1について、採決をとります。

番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手を願います。

(賛成多数)

議 長：ありがとうございます。賛成多数、番号1について、適当であると県に対して進達することとします。

議 長：続きまして番号2、萌生の件につきまして、地元の小河委員から御意見をいただきます。

小河委員：該当物件は数回、付近を通るたびに状況を確認して、問題ない状況

で管理されているということを見ています。審査基準については問題ないということですので、貸借権の設定については問題ないと判断すべきだと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。

- ・委員：この案件ですけども、無断転用のツメという形の申請だと思うんですけども、転用申請、三たびがどうのこうのという話じゃないんですけども、9月の農業委員会時点で農振除外の申し出があって、その時点で農地に復元しておったということでしたけども、その後、1週間から10日後、これ県の現地調査が終わった後に、また駐車場に戻したような形跡がありまして、駐車場で使われておったと。で、11月の9、10ぐらいまで駐車場で、また転用の申請が上がる段階で農地というか、耕作できる状態ではないんですけども、車が入っちゃって踏み固まっておりますので。そういったことをやってくるということは、非常に悪質だと思います。農業委員会に対しても、農業委員会を軽視しとるような状況で来ておりますので、事業者、愛知つばめ交通ですね、を直接事務局のほうで指導していただいて、このままですと、転用許可申請が上がって、また許可前に駐車場に戻す可能性がありますので、その辺を指導していただきたいと思います。別段回答は要りません。

議長：事務局、何かありますか。

事務局：失礼します。今、御意見いただいた件につきましては、委員の言われた内容で、農振除外を終わられた後にそういった事実が見受けられたもんですから、こちらのほうもたびたび現地のほうを確認に行きました。なおかつ申請者の方、代理人等に連絡とりまして、改善しなければ、そのまま許可等をこちらのほうも進める予定はないという話をさせていただいて指導させていただいて、現状のほう、もとに戻った状態も確認を、数回確認させていただいて、今回、申請に至ったという経過がございます。今お話しいただいた内容につきましては、また再度、事業者側にもこちらのほうから話をさせていただいて、農地法の法の理解、申請の理解をしていただきたいと思いますので、事務局のほうで対応したいと思います。よろしくをお願いします。

議長：よろしいですか。ほかにございませんか。それでは、ほか意見がないようでありますので、番号2について採決をとります。  
番号2について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

《採決結果：議案第30号 賛成2件》

議 長：続きまして、議案第31号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第31号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

- ・委員：この案件じゃありませんけど、イノシシの話で、つい1週間ぐらい前だったかな、三好丘のV・ドラッグの裏手にマンションがあるんですけども、ここでイノシシが出てきたという話を耳にしまして、ちょうどその後の新聞にちょうどあって、被害が出たっちゅうことの中で、農地からちょっともうだんだん入ってきちゃつとるもんで、宅地のほうへ。そこでイノシシを見たぞっちな話があるけど、被害が出る前に何か対策を打ったらということで、もうこれでイノシシも冬眠に入っちゃうもんで、これ出てこんのじゃないのかなと思うんだけど、そんなような話がありましたので、ちょっと耳に入ったということで。

議 長：イノシシは。

事務局：以前、黒笹の小持松地区でイノシシ出ているということでお伺いしておりました。うちのほうもおりのほうを新たに購入いたしまして、近日中に一回、仕掛けようと今協議しております。ただ、今までがあそこ禁止区域、猟をしてはいけないという捕獲禁止区域でありましたので、その解除もあわせて今進めておる最中でございます。新たにおりわなを設置させていただくときには、区長さん初め校区長さんとか、そちらの方に設置を案内させていただきまして、周辺の住民の方にも周知した上で、一度仕掛けたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長：よろしいですか。

ほかに御意見ありませんか。それでは、御意見がないようであります

ので、採決に移ります。  
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第31号 全員賛成●件》

議 長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成29年10月分農地転用届出の受理状況について

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある方は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：よろしいですか。それでは、ないようでありますので、以上で予定していました議事を全部終了いたします。

これもちまして、議長の職を終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局：岩田会長、ありがとうございました。

その他事項につきまして、事務局から3点ほど連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 1 営農型発電について
- 2 農業者年金制度の加入推進活動について
- 3 先進地視察のスケジュールについて
- 4 農業委員会委員の報酬の振り込みについて